

信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の概要

顧客の利益の保護のための体制整備

1. 顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲

顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲として、信用金庫が行うことができる業務を規定する（第 126 条の 2）。

2. 顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置

顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置として、顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引を適切な方法により特定するための体制の整備、顧客の保護を適正に確保するための体制の整備並びに、これらの措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表を定め、併せて、これらの体制の下で実施した取引の特定・顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録を保存しなければならないこととする（第 126 条の 3）。